

平成 29 年 3 月 3 日

トランポリン関係各位

平成 29 年度からのトランポリン登録について

公益財団法人日本体操協会
総務委員長 遠藤幸一

標記の件、平成 29 年度より、従来のトランポリン web 登録システム利用を中止し、JGA-Web 登録システムによる一括管理することになりました。あわせてトランポリン登録規程（平成 25 年 4 月 1 日制定）は廃案となり、下記のとおり、多くの変更点がございますので要点をご報告申し上げます。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

■トランポリン登録に関する変更点

1. 登録料が変更となります。また、トランポリンで設定されていた新規登録料はなくなります。

（下記、金額に各都道府県が設定
する登録料が上乗せとなります）。

平成 28 年度 登録料	トランポリン (継続)		平成 29 年度 登録料	体操・新体操 トランポリン
小	5,500		小	1,000
中	5,500		中	1,000
高	5,500		高	1,200
大	5,500		大	1,500
社	5,500		社	1,500
指導者	5,000		指導者	2,500

2. 上乗せ制度が最高額制となります。例えば、指導者として登録を行う場合、2,500 円＋都道府県設定登録料が必要となりますが、日本体操協会委員会委員（登録料 5,000 円）を兼務している場合、指導者登録料 2,500 円と委員会委員登録料 5,000 円を比較し、高額の登録料が採用されます。前述のケースであれば、5,000 円＋指導者都道府県設定登録料が支払う登録料となります。
3. トランポリン「コーチ」「普及指導員」は資格扱いとなり、資格登録料として別途登録手続きと登録料の支払い(1,000 円)が必要となります。資格は「コーチ」「普及指導員」のいずれかとなります。これまで設定されていたコーチの 1～3 種の区分はなくなります。これらの資格の登録手順は、「①都道府県体操協会・連盟に加盟する団体（チーム）の指導者登録を行う」⇒ ②登録完了した上で、「コーチ」または「普及指導員」の資格登録を行う」となります。したがって、「コーチ」「普及指導員」有資格者は、いずれかの都道府県体操協会・連盟に加盟する団体（チーム）の指導者とならなければなりませんのでご注意ください。

4. クラブ・学校に携わっていないコーチ・普及指導員資格所有者について、どうしても指導者として所属する団体（チーム）が見つけれられない場合、当該都道府県体操協会・連盟に問合せ、当該都道府県体操協会・連盟が直接管理する団体（チーム）に所属して資格申請を行ってください。この場合、資格登録料（1,000 円）に手数料を加えた金額を当該都道府県体操協会・連盟に支払う必要が出てきます。支払い方法については当該都道府県体操協会・連盟にお問い合わせください。
5. 日本体操協会の団体登録料（これまで 1 団体 10,000 円）は不要となりますが、都道府県の設定により費用の発生するところもあります。
6. 「トランポリン審判員」「シャトル審判員」は資格扱いとなり、資格登録料として別途登録手続きと登録料の支払いが必要となります。これまで設定されていたトランポリン審判員の 1～4 種の区分は 1～3 種となります。これまでの 4 種は 3 種へ統合されます。平成 29 年度の登録は、JGA-Web システムへの移行年度として継続登録のみを前提としています。平成 30 年度より、審判員資格登録料（新規・継続）は体操・新体操と同額になります。審判員は必ずいずれかの都道府県体操協会・連盟を経由して登録することになります（原則、現住所か勤務先の所在都道府県）。
各都道府県によって「トランポリン審判員 1 種」「トランポリン審判員 2 種」「トランポリン審判員 3 種」「シャトル審判員」の加入コードは異なっていますので間違えないように情報を集めてください。
なお、「トランポリン審判員」と「シャトル審判員」の両方の資格を有している方は、両方の資格申請ができません。「審判員」資格を優先して行った上で、日本体操協会事務局へ別途申請してください。また、ダブルミニトランポリン審判員（DMT）、タンブリング審判員（TUM）の審判員資格をお持ちの方についても、別途申請手続きが必要ですので、日本体操協会事務局へご連絡ください。
7. トランポリン育成費支給は廃止となります。ただし、本会からは、各ブロックに登録した選手・指導者人数分（1 人 300 円）、が各ブロックへ支給されます。また、各都道府県で設定した登録料がそれぞれの登録料として支給されます。
8. 障害者・愛好者団体登録は JGA-Web 登録に含めません。また、現時点で登録体制が整っていないため、平成 29 年度の本会登録は、大会参加申込者を本会登録者いたします。

JGA-Web 登録 URL

<http://jga-web.jp/>

※各種ガイドがダウンロードできます。

【問い合わせ、審判員申請書送付先】

日本体操協会事務局 電話 03-3481-2341

メール ohara@jpn-gym.or.jp